

事 務 連 絡
平成19年11月19日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(ベトナム産未成熟えんどう及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体の収去検査の結果、ベトナム産生鮮未成熟さやえんどうにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

ベトナム産未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) POINT TRADING CO., LTD.の輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ジフェノコナゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（ジフェノコナゾールを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮未成熟さやえんどう
2. 生 産 国：ベトナム
3. 輸 出 者：POINT TRADING CO., LTD.
4. 検査結果：ジフェノコナゾール 0.07ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：神戸検疫所（届出受付番号：第67005300732号2欄）
6. 輸 入 者：大和商事